資料１

# みよし市地域ケア会議推進事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４８の規定に基づく地域ケア会議推進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の構成）

第２条　地域ケア会議推進事業は、次に揚げる会議をもって構成する。

（１）市域全域において第４条で定める事項を検討する会議

（２）市域全域において地域包括支援センター及び居宅介護支援専門員等の相互協力体制構築を目的とする会議

（３）日常生活圏域ごとに第７条で定める事項を検討する会議

２　前項第２号に掲げる会議について必要な事項は、市長が別に定める。

（会議の名称）

第３条　前条第１項第１号に掲げる会議の名称は、「オールみよし推進会議」（以下「推進会議」という。）とする。同項第３号に掲げる会議の名称は、「みよしささえ愛会議」（以下「ささえ愛会議」という。）とする。

（推進会議の検討事項）

第４条　推進会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

（１）地域包括ケア体制の総合的な整備に関すること。

（２）地域包括ケア体制の整備に必要な社会資源に関する情報の集約及び提供に関すること。

（３）地域包括ケア体制における地域の課題及びその共有化に関すること。

（４）介護保険法第１１５条の４５第２項第４号の規定に基づく在宅医療・介護連携推進事業に関すること。

（５）介護保険法第１１５条の４５第２項第６号の規定に基づく認知症総合支援事業に関すること。

（推進会議の出席者）

第５条　市長は、次に掲げる者のうちから、推進会議への出席を依頼する。

（１）保健・医療・福祉関係者

（２）地域包括支援センターの職員

（３）市内の介護支援専門員の代表者

（４）介護サービス事業者又は従事者

（５）民生児童委員等

（６）生活支援コーディネーター

（７）認知症地域支援推進員

（８）その他市長が必要と認めた者

（推進会議の運営）

第６条　推進会議は、その出席者による互選により進行する座長を定めることができる。

２　市長は、必要と認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（ささえ愛会議の検討内容）

第７条　ささえ愛会議は、次に掲げる事項について実施する。

（１）支援困難事例における支援内容の検討、関係機関若しくは地域の支援者の連携の確認又は解決方法の探求を行う。

（２）支援が自立を阻害していると考えられる事例において、尊厳を保持し、その人らしく生活できるよう支援等の調整を行う。

（３）権利擁護が必要な事例において、権利が適切に行使できるよう支援し、又は権利侵害を防止する対策の検討を行う。

（４）その他高齢者の個人又は世帯等において他職種他機関等の連携において支援を必要とする事例であって地域包括支援センターの長が必要と認める個別ケースの対応を行う。

２　ささえ愛会議は、事例の対象となる高齢者の住所地を管轄する地域包括支援センターの長が、個別事例に応じ必要と認めた者を召集して開催する。

３　ささえ愛会議の庶務は、事例の対象となる高齢者の住所地を管轄する地域包括支援センターにおいて処理する。

４　前各項に定めるもののほか、ささえ愛会議の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

（守秘義務）

第８条　出席者は、推進会議又はささえ愛会議で知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第９条　推進会議の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

（雑則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年１１月１日から施行する。